

## 指標 17.18.2

### 指標名、ターゲット及びゴール

**指標 17.18.2** 公的統計の基本原則に準じた国家統計法のある国の数

**ターゲット 17.18** 2020年までに、後発開発途上国及び小島嶼開発途上国を含む開発途上国に対する能力構築支援を強化し、所得、性別、年齢、人種、民族、居住資格、障害、地理的位置及びその他各国事情に関連する特性別の質が高く、タイムリーかつ信頼性のある非集計型データの入手可能性を向上させる。

**ゴール 17** 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

### 定義及び根拠

○ 定義

公的統計の基本原則に準じた国家統計法の存否

○ 概念

国家統計法

統計法（平成19年法律第53号）とする。

公的統計の基本原則

世界の全ての国々の政府統計部局が、公的統計を作成する際に遵守すべき国際的な基準として、1994年に国連統計委員会において採択され、その後、2013年の同委員会において前文の改定が行われ、翌年の国連総会において承認された原則（国連総会決議68/261）。

○ 根拠及び解釈

この指標は国連の公的統計の基本原則との関係で国家統計法の健全性を測定しているものと考えられる。

### データソース及び収集方法

該当なし

### 算出方法及びその他の方法論的考察

○ 算出方法

PARIS 21 から示された作成方法（メタデータ）に基づけば、各国の統計法は、公的統計の基本原則の10原則の全てに関係した規定を含むとき

に、準拠しているものと考えられている。準拠した国家統計法が存在すれば1を、存在しなければ0を割り当てる。

- コメントと限界  
該当なし

### **データの詳細集計**

該当なし

### **参考**

<公的統計の基本原則>

[http://www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/index/kokusai/gensoku.html](http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/kokusai/gensoku.html)

<Fundamental Principle of Official Statistics>

<https://unstats.un.org/unsd/dnss/gp/FP-New-E.pdf>

<統計法>

[http://www.soumu.go.jp/toukei\\_toukatsu/index/seido/houbun2n.htm](http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/houbun2n.htm)

<Statistics Act>

[http://www.soumu.go.jp/english/dgpp\\_ss/seido/1-1n.htm](http://www.soumu.go.jp/english/dgpp_ss/seido/1-1n.htm)

### **データ提供府省**

総務省

### **関連政策府省**

総務省

### **担当国際機関**

PARIS 21